

## 福祉医療制度を紹介

関国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(582)1138

病院などで支払う医療費(保険診療分)の助成制度があります。ぜひご利用ください。なお、助成を受けるには申請が必要です。転入などの場合、助成開始日が下表と異なる場合があります。詳しくは、上記へお問い合わせください。

助成項目	対象	助成開始日など	自己負担	所得制限
乳幼児	小学校就学前の子ども	該当日から助成	なし	なし
子ども医療(通院医療費)	小学1~3年生 ※10月診療分から小学4~6年生を助成拡大		あり	
小中学生(入院医療費)	小中学生(15歳到達後、最初の3月31日まで) ※小学1~3年生は窓口で助成。小学4年~中学3年生は事後申請制 ※10月診療分から小学4~6年生は窓口で助成	医療機関で支払った翌日から5年以内に申請	なし	なし
精神障害者(児)・精神障害老人 ※精神通院費のみ	精神障害者保健福祉手帳1~2級で自立支援医療(精神科通院医療)を受給している人	申請月の月初からの助成	あり (本人の所得によって異なる)	
母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童(障害のある20歳未満の子)を養育している母子・父子家庭の母・父とその子ども			
重度心身障害者(児)	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1~3級 ・療育手帳A1~B1 ・特別児童扶養手当証書1~2級			
重度心身障害老人	65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1~3級および4級の一部 ・療育手帳A1~B1 ・精神障害者保健福祉手帳1~2級 ・障害年金1~2級受給者	申請月の翌月からの助成	あり (生年月日によって異なる)	あり
ひとり暮らし寡婦	65歳未満で、次のすべてに該当する人 ・以前母子家庭だった人 ・一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人			
ひとり暮らし高齢寡婦	65~74歳で、次のすべてに該当する人 ・以前母子家庭だった人 ・一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人	申請月の翌月からの助成	あり (生年月日によって異なる)	
65~74歳低所得老人	市民税非課税世帯の人			